

姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

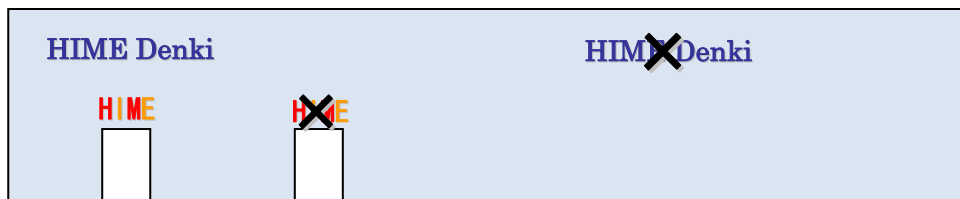
壁面広告の同一意匠にかかる基準改正

従来は、壁面又は屋根面を利用する屋外広告物について、意匠が同一のものは、1壁面又は1屋根面につき1枚しか設置できませんでした。

今回の改正により、広告物等の相互間の距離が30メートル以上である場合又は建築物の出入口付近に表示するもので、建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物への円滑な誘導のために必要な最小限と認められるものである場合に限り、同一意匠の広告物の設置を可とすることとしました。

【施行日：平成24年6月25日】

《改正前》 同一壁面における同一意匠の設置不可



《改正後》 次のものは同一壁面における同一意匠の複数設置可

- ・ 相互距離30m以上
- ・ 出入口に設けるもので、円滑な誘導のために必要最小限のもの

